

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

記

1. 監査対象

施設名： 小山市中央市民会館
小山市立文化センター
小山市立中央公民館
指定管理者： 小山市立文化センター運営共同事業体
所管課： 教育委員会 生涯学習課

2. 監査期日

令和元年6月26日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び小山市中央市民会館、小山市立文化センター、小山市立中央公民館の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【生涯学習課】

- ・ 今期の指定管理者選定にあたって、応募が1団体のみであったとのことであるが、指定管理者制度の導入が「民間活力を積極的に活用する」観点から実施されていることを鑑みると、複数団体からの応募を得るべく条件の緩和や見直しを検討するなど所管課としての一層の努力を期待する。
- ・ 収支の状況は、施設経営状況や指定管理料が適切かどうかを判断するために正確でなければならない。所管課として、毎年度収支決算報告書をチェックするのみならず、協定締結の際にも、指定管理料が人件費、事業費、一般管理費などに適正に反映されているかをチェックすべきであり、所管課として対応可能な体制を整える必要があると考える。
- ・ 所管課として、指定管理者が制度導入の成果を効果的に達成するため、適切に指導、助言、評価が行えるような業務フローや事務フローを策定すると共に、そこから想定されるリスクとその対応策等、指定管理者側の内部統制についても積極的に関与すべきと考える。所管課と指定管理者間での内部統制機能が円滑に働くことにより、指定管理者による事業運営の充実が図られることを期待する。